

(平成23年3月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月及び同年 4 月

20 歳になった時は A 市に住んでおり、老後は年金が無ければ生活できないと思い、市役所で国民年金の加入手続をし、保険料を納付していた。

B 町の実家に戻ってからは、町内会の集金で母親が納付してくれていた。

申立期間前後は、10 か月間勤務し 2 か月間休む形で 3 回勤務し、10 か月間の勤務期間は厚生年金保険制度に加入していた。勤務先の事務担当者から、間の 2 か月間は国民年金に加入しないと年金を受け取れなくなると聞き、役場へ手続に行った。保険料は自分で役場の窓口で納付した。

ほかの期間は納付となっているのに、2 か月だけ未納となっているのはおかしいので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 2 か月と短期間であり、申立人の国民年金の加入期間について申立期間を除きほかに未納期間は無く、B 町の被保険者名簿で納付年月日が確認できる昭和 53 年度から 60 年度までの国民年金保険料は、ほぼ納付期限内に納付されており、申立人や申立人の母親の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間のうち昭和 55 年 4 月については、56 年 4 月まで現年度納付が可能であり、55 年度内で国民年金加入期間である 56 年 3 月の保険料が同年 4 月に現年度納付されていることから、現年度納付された可能

性は十分考えられる。

一方、申立期間のうち昭和 55 年 3 月については、特殊台帳に過年度納付書発行の記載があることから、現年度納付されていなかったことがうかがえ、申立人が国民年金保険料を納付したとする B 町役場では、過年度保険料は収納していなかったと思われると回答している上、B 町の被保険者名簿には時効の記載があり、ほかに 55 年 3 月の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）及び周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から47年3月まで

私は、家業を手伝い始めた頃に20歳になり、友人から国民年金への加入を勧められたため、母親に国民年金の加入手続と保険料の納付を頼み、毎月保険料を渡して、両親の分と一緒に保険料を納付してもらった。

申立期間において、両親の保険料は納付済みであるが、私の申立期間の保険料のみが未納とされることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿より昭和47年9月25日に払い出されたことが確認でき、払出時点において、申立期間は国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間である。

また、申立人は、申立期間を除き保険料の未納が無い上、申立人の保険料を納付したとする申立人の母親は、申立期間を含め、60歳までの国民年金加入期間の保険料を完納していることを踏まえると、申立人の申立期間の保険料についても納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 8 月 1 日から 31 年 3 月 1 日まで
② 昭和 33 年 10 月 1 日から 35 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 35 年 4 月 1 日から 36 年 12 月 1 日まで

私は、申立期間②において、A社B事業所（現在は、C社D事業所）のE事務所にF職として雇用され、雇用期間が終了したときに頼んで引き続きG職として雇用してもらった。このとき、女性事務員が主任に、私の厚生年金保険の加入をどうするか尋ねたところ、「H社でよい。」と答えたことを記憶している。

また、平成6年に社会保険事務所（当時）から、私のH社における厚生年金保険の被保険者記録がある旨の回答があったにも関わらず、その後照会したときには当該記録は無いと回答されたことに、納得できない。

申立期間①においては、I社のJ事務所に勤務した。申立期間②に係る厚生年金保険について、私が勤務したことの無いH社において加入していたと記憶しているので、申立期間①についても同社において加入していたはずである。H社から給与が支給されたことは無い。

申立期間③においては、K社L工場のM部に正社員として入社した。当該事業所は、昭和37年3月13日が最後の給料日で閉社となったが、私は、ほかの社員と共に同年3月末までの期間において出社していた。当時、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていたことは知らなかったが、年金事務所の記録では、当該事業所は36年12月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったとのことなので、同日までの勤務期間について厚生年金保険に加入していたはずである。

全ての申立期間について、給与明細書等は保管していないが、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人はI社のJ事務所に勤務していたところ、申立人が氏名を挙げた同僚の氏名と同社N事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる二人が記憶する同社J事務所の職員の氏名が一致しており、申立期間②について、申立人が氏名を挙げた同僚から申立人に係る供述が得られたことから判断すると、勤務期間は特定できないが、申立人が、申立期間①頃はI社のJ事務所、申立期間②頃はA社B事業所のE事務所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間①及び②について、H社において厚生年金保険に加入していたとしているところ、適用事業所名簿により、事業所名の漢字表記が申立事業所と同一であることが確認できるO社は、「社名のOは**と読む。当時から現在までの期間において、社長が4人交代しており古い書類は無い。申立期間①及び②当時、I社及びA社と取引があったか否か不明である。他社の従業員を当社において厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていたか否かについても不明である。」と回答している。

また、O社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の氏名は記載が無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号の記号と1番違いの記号である被保険者については、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿並びに同保険被保険者原票に記載された氏名、生年月日は申立人と相違している上、当該被保険者の資格取得時期（昭和32年5月1日）、資格喪失時期（昭和46年3月13日）及び健康保険の被扶養者氏名等から判断すると、当該記録は申立人の被保険者記録には該当しないことが確認できる上、オンライン記録により、事業所名が申立事業所と同一及び同僚が供述する事業所名が申立事業所と類似の複数の適用事業所においても申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立期間②においてA社B事業所のE事務所の従業員に係る厚生年金保険の加入手続等の取扱いについて、後継のC社D事業所は、「申立期間②当時、原材料や製品の運搬等でH社という名称の事業所があったか否かについて、当時の資料が無いので不明である。臨時従業員を、他事業所で厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていたか否かも不明である。」と回答があった。

加えて、申立人は、自身の厚生年金保険の加入に関する主任と女性事務員の会話を記憶しているとしているところ、当該主任は、既に亡くな

っていることから申立人の厚生年金保険の加入状況及び加入の取扱いについて供述を得ることはできない上、当該女性事務員としている者は、「私は、昭和 35 年 3 月 21 日に正社員として入社した。事務員は私一人だったが給与や社会保険の仕事は一切していなかったので、申立人の厚生年金保険の加入について主任に尋ねるはずが無い。H社という事業所は分からない。」と供述している。

その上、申立人が名前を挙げた申立期間②における同僚は、「私は昭和 34 年 4 月に正社員として入社し、40 年までの期間においてA社B事業所のE事務所に勤務した。申立人とは 34 年 4 月から 35 年 3 月までの期間において一緒に勤務した。私が同社B事業所のE事務所に勤務した期間の原料輸送は国鉄の貨物輸送だった。」と供述しているところ、当該同僚が氏名を挙げた同僚は、「私はA社B事業所のE事務所に昭和 37 年 9 月 1 日から勤務し、在任中に、私が原材料の輸送を国鉄の貨物輸送からトラック輸送に切り替えた。その際、協力会社を探すにあたって大変苦労したが、H社及び類似する社名の事業所は規模の大小に関わらず無かった。」と供述している。

また、申立期間①について、I社のJ事務所の従業員に係る厚生年金保険の加入手続等を取り扱っていた同社N事業所は、「当社の子会社を含め、H社という事業所はこれまで当社に存在しない。当時、原料の集荷運搬等で下請として業務に携わっていた可能性は否定できないが、生存する駐在員に確認の結果、H社という社名には記憶が無いとのことだった。当社従業員（P職を含む。）を他社において社会保険を適用させることはこれまでも一切無い。」と回答している。

これらのことから、申立人が主張するH社株式会社に相当する事業所の存在は確認できない上、申立人が各事業主により給与から申立事業所に係る厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同保険被保険者原票において、申立人の氏名は確認できず、I社N事業所は、昭和 17 年 2 月 1 日以降の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び資格喪失届を保存しているが、申立人に関する記録は確認できないとしている上、同社N事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同保険被保険者原票において、申立人の氏名は確認できない。

- 2 申立期間③について、申立人の供述及び申立人が氏名を記憶する同僚の供述から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人はK社

L工場のM部に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、昭和36年12月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当該事業所及び本社の所在地を管轄する法務局へ照会したが商業登記簿は確認できない上、当該事業所の事業主代理人であった工場長は既に亡くなっていることから、申立人の雇用形態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる資料や供述を得ることはできない。

また、申立人は、当該事業所のM部における同僚から、申立人も厚生年金保険に加入していたと聞いたとしているところ、当該同僚は既に亡くなり供述を得ることはできない。

さらに、申立人が氏名を挙げた同僚の一人は、「私は、昭和34年4月頃にK社L工場に事務見習いで入社した。ほかの従業員のことは分からないが、私は、厚生年金保険には加入していなかった。同社に引き続いて、当時の工場長が設立したQ社に勤務した。私と同様に、同社L工場からQ社に引き続いて勤務していた同僚が多かった。」と供述し、当該工場長ほか8人の同僚の氏名を挙げているところ、K社L工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿より3人については厚生年金保険の被保険者記録が確認できるものの、申立人が氏名を挙げた当該同僚を含む7人について被保険者記録は確認できない。

加えて、前述の被保険者名簿を確認したが、申立期間③前の昭和34年3月15日以降、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった36年12月1日までの期間において、厚生年金保険被保険者の資格を取得した者はいない上、申立期間③において申立人の氏名は記載が無く整理番号に欠番は無いことから申立人の記録が欠落したものと考える。

これらのことから総合的に判断すると、申立期間③当時、当該事業所は、採用した従業員について、必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月から 59 年 9 月まで

私は、申立期間においてはA社に勤務し、50万円以上の給与を受け取っていたと思うが、同社に係る標準報酬月額の記録を確認したところ、受け取った給与額に見合う標準報酬月額より低くなっているため、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、適用事業所名簿によると、同社は平成3年3月11日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の事業主に照会したものの、回答が得られなかったことから、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人と同様に昭和58年6月に厚生年金保険被保険者資格を取得し、申立期間当時、申立人と同様の業務に従事していたとする複数の同僚の標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

さらに、申立人の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間の標準報酬月額等の記録について、訂正が行われたなど不自然な形跡は無く、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。